

議員発案第6号

加茂市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 9月19日

提出者 加茂市議会議員 樋口博務

賛成者 同 森山一理

同 同 広野豊作

同 同 大関勝正

同 同 樋口浩二

同 同 関龍雄

平成20年10月 2日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

加茂市議会会議規則の一部を改正する規則

加茂市議会会議規則（昭和四十四年議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「法第百条第十二項」を「法第百条第十三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員発案第7号

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備及び財政措置を政府等に求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 9月25日

提出者	加茂市議会議員	山田義栄
賛成者	同	森川豊
	同	森山一理
	同	高井保
	同	高橋禧雄
	同	樋口博務
	同	関龍雄

平成20年10月 2日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

地方消費者行政の抜本的拡充に必要な法制度の整備
及び財政措置を政府等に求める意見書

近年、輸入冷凍餃子への毒物混入事件、こんにゃくゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故、英会話教室NOVA事件など、多くの分野での消費者被害が次々と発生ないし顕在化しました。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にあります。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であって、消費者被害相談の多くは全国の消費生活センターから寄せられており、その件数は1995年（平成7年）度が約27万件であったものが、2006年（平成18年）度には約110万件に達し、1995年（平成7年）度に比べ約4倍に増大しています。

しかるに、自治体の地方消費者行政予算は、ピーク時の1995年（平成7年）度には全国（都道府県・政令指定都市・市区町村合計）200億円（うち都道府県127億円）だったものが2007年（平成19年）度は全国108億円（うち都道府県46億円）に落ち込むなど大幅に削減されています。そのため、地方消費者行政が疲弊し、十分な相談体制がとれない、あっせん率低下、被害救済委員会が機能していない、被害情報集約による事業者規制権限の行使や被害予防などの制度改善機能、消費者啓発も十分行えないなど、機能不全に陥っている実態が明らかとなりました。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討していますが、真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠です。政府の消費者行政推進会議の最終とりまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実行あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させることが必要であること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しています。

よって、政府及び国会におかれては、消費者主役の消費者行政を実現するため、以下のような施策ないし措置を講じるよう強く要請いたします。

記

1. 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの権限を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワーク構築すること等、必要な法制度の整備をすること。
2. 地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための財政措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月 2日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
財 務 大 臣
総 務 大 臣 様
消費者行政推進担当大臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

議員発案第8号

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 9月25日

提出者	加茂市議会議員	関	龍	雄	
賛成者	同	森	川	豊	
同	同	森	山	一	理
同	同	高	井	保	
同	同	山	田	義	栄
同	同	高	橋	禧	雄
同	同	樋	口	博	務

平成20年10月 2日議決

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

道路特定財源の一般財源化に伴う地方の道路予算確保に関する意見書

中越大震災や中越沖地震などの大災害を経験した新潟県は、先般発生した岩手・宮城内陸地震において道路の被害により中山間地域で多数の集落が孤立したことから、県土の7割以上の中山間地域を抱える本県の多くの住民が現地の惨状を深く思いやるとともに、改めて道路の必要性和重要性を痛感したところであります。

加茂市においては、国道403号線バイパスの整備をはじめ、幹線道路網の整備が遅れており、市の産業の発展や、市街の活性化及び市外への通勤、救命救急活動などに著しく影響を与えており、加茂市民の「命と暮らしを守る道路」の整備は喫緊の課題であります。

こうした中で、昨年からの道路特定財源の問題では、4月30日と5月13日の道路特定財源関連法案再可決により、地方における今年度予算に対する影響は最小限にとどまることとなりましたが、政府の閣議決定においては、道路特定財源を平成21年度から一般財源化することとされました。

加茂市では、極めて厳しい財政状況のもと、道路整備の必要性から道路予算に一般財源や借入金を充当している状況であります。

よって、政府並びに国会におかれては、下記事項について特段の配慮を行うよう強く要望いたします。

記

1. 道路整備状況の実態に配慮し、地方の住民が安全で安心して暮らしていくための道路整備や維持・補修に支障が生じないよう地方の道路予算をこれまで以上に確保すること。
2. 道路特定財源の一般財源化の制度設計に当たっては、地方による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに地方の意見に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月 2日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣 様
経 済 財 政 政 策 担 当 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

議員発案第9号

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 9月26日

提出者 加茂市議会議員 中野元栄

賛成者 同 広野豊作

同 同 小野吉太郎

同 同 安中弘

同 同 佐野正三良

平成20年10月 2日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書

「安心して老後をおくりたい」これは全ての国民の願いです。しかし、8年前に「介護の社会化」をスローガンにスタートした介護保険制度は現在様々な深刻な問題を抱えています。

重い費用負担、1万5千名を超える特別養護老人ホーム入所待機者、様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらしています。

また、相次ぐ介護報酬の引下げによる経営難、厳しさを増す介護労働と深刻な人手不足は、在宅・施設など地域の福祉・介護の基盤を根底から揺るがしています。

新潟県内の介護労働者等で組織する全国福祉保育労働組合新潟地方本部が2007年6月に実施した県内介護施設アンケート調査(254施設回答)では2006年度中に退職者が生じた施設は特別養護老人ホームでは94%、デイサービス施設では76%にのぼり、退職者の全員補充ができた施設は6割台にとどまり、「多くの施設が欠員状態のままや、部署間の職員のやりくりで運営されている」と報告しています。

また、アンケート結果では介護労働者の退職理由として「労働条件が合わなく、転職する」が大きな割合を占め、「賃金などの労働条件が悪く、将来に見通しが持てない」ことを訴えています。

誰もが必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現と、それを支える介護労働者が、専門性を高め生き生きと働き続けられる環境整備が急務です。

よって、3年毎の介護報酬の改定時期となる2009年4月に向けて、介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善をはかるために、下記の事項の実現を求めます。

記

1. 介護報酬を引上げ、介護労働者の処遇改善と介護の人材を確保すること。
2. 利用者のサービス制限を取り止め、必要な介護サービスを保障すること。
3. 以上を実現するために、保険料や利用料の引き上げではなく、介護保険に対する国の負担を大幅に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月 2日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
様

議員発案第10号

拉致事件早期解決のための北朝鮮に対する
経済制裁措置の一部解除に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年 9月29日

提出者	加茂市議会議員	大 関 勝 正
賛成者	同	大 平 一 貴
	同	保 坂 裕 一
	同	亀 山 重 光
	同	安 田 憲 喜
	同	茂 岡 明与司
	同	樋 口 浩 二

平成20年10月 2日議決

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

拉致事件早期解決のための北朝鮮に対する
経済制裁措置の一部解除に関する意見書

本年8月、中国の瀋陽で行われた日朝実務者協議において、北朝鮮が今後拉致被害者に関する全面的な調査のやり直しを開始すると同時に、日本も北朝鮮からの人的往来の規制解除及び航空チャーター便の規制解除を実施する用意がある旨を表明しました。

規制解除の時期については、北朝鮮が権限ある調査委員会を立ち上げたことを日本に通報した時点としていますが、過去に行われた北朝鮮による拉致問題の調査はいずれも具体的な成果を上げておらず、拉致被害者のご家族並びに一刻も早い拉致事件の解決と被害者の帰国を待ち望んでいる市民からは疑問や反対の声が上がっています。

解除の判断は、再調査の進展や結果を十分に見極めた上で、慎重に行うべきであり、具体的な行動が見られない場合は制裁のあり方を再検討することも必要であります。

このたびの北朝鮮の表明は、明らかに米国のテロ支援国家指定解除を狙ったものであり、拉致事件の完全解決という目標にとって「前進」というには程遠いものであります。解決のためには、拉致事件のみならず、核やミサイル等の問題も併せて、関係国と連携を密にしながら、着実に交渉を進めていかなければなりません。

そもそも北朝鮮が誠実な対応をとるのか疑わしく、拉致事件の完全解決に向けては信ずるに足りない状況であります。

よって、政府及び国会におかれては、「拉致事件の解決無くして国交の回復無し」の方針のもと、拉致事件の早期完全解決のため、経済制裁措置を含め、しっかりとした交渉を進め、経済措置の一部解除については、状況を見極めたうえで慎重に対応されることを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年10月 2日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
外務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 様
防衛大臣
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長